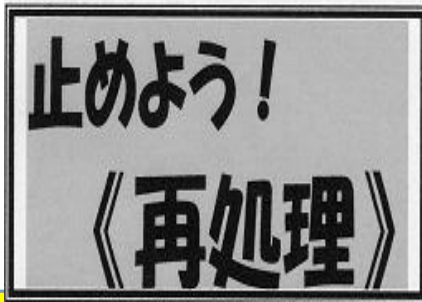


**三陸の海を放射能から守る**  
**岩手の会** (略称) **三陸の海・岩手の会**  
郵便振替 02240-5-102650  
ホームページ [《再処理 / 岩手の環境》](http://sanriku.my.coocan.jp/)  
<http://sanriku.my.coocan.jp/>  
《本紙の全バックナンバー掲載》



**《天恵の海》**  
2020(令和 2)年  
8月 17日  
第 208号  
編集事務局 S.Oshida  
TEL・FAX 019-623-1636

**原子力規制委員会 委員長 更田豊志様**  
**六ヶ所再処理工場の許可をしないでください**  
放射性廃棄物の不適切管理やガラス固化トラブル等が未解決です

**7.21 要望書提出・政府交渉 オンラインで全国市民団体**



**事業指定審査許可 阻止集会**  
**参議院議員会館会議室**

オンライン動画: <https://vimeo.com/440220739>  
視聴パスワードは FoE Japan へ問い合わせください

# 《日本原燃には再処理の技術能力がない》

六ヶ所再処理工場の「事業指定基準規則」について、審査を打ち切り「合格」の方向を示した原子力規制委員会の判断について、七月二十一日、五市民団体が参議院議員会館で要請行動集会を開催しました。会場は、市民側主催者と国会議員、規制庁担当者、それにマスコミ記者のみの出席とし、オンラインで全国と結んでの集会としました。オンラインには北海道から沖縄まで市民五五人が参加し、三人が意見を述べました。

冒頭五団体代表から、原子力規制委員長宛の不許可を求める要望書が規制庁担当者を読み上げて手渡されました。

原子力規制庁の安全審査部門の担当官と市民側との折衝では「ガラス固化が暗礁に乗り上げている」のに「工場稼働しても安全」とする規制庁の担当官の回答に、会場並びにオンライン参加市民から批判が続出し不満の声が寄せられました。

## 全国で報道 再処理工場の ずさんな実態



岩手日報 2020.7.14

ハル(核燃料切断サヤ管)やガラス固化体破片など不適切保管の記事

**放射性廃棄物のずさんな管理**  
日本原燃の六ヶ所再処理工場の試験運転(アクティブ試験)で発生した放射性廃棄物が、最長で十九年にわたり、ずさんに扱われていたとの報道がありました。中には、極めて強い放射線を出す高レベル放射性廃液をガラスと混ぜた破片約一六〇kgも含まれています。原燃は、専用容器に入れて貯蔵施設で保管するとしていましたが、実際にはガラス固化建屋内に置いたままでした。日本原燃が原燃が放射性廃棄物の管理に十分な技術能力がないと指摘されています。

**アクティブ試験で工場の基本設計の欠陥が証明される**  
アクティブ試験では、高レベル廃液のガラス固化において、溶融炉の天井レンガが剥落する、高レベルの放射能が区内画内に漏洩する(回収わずか一〇%)などトラブルが続出し、構造的な欠陥が明らかになりました。ガラス固化は失敗に終わり、破局的な放射能被害をもたらす危険な高レベル廃液の状態です。いまでも貯槽に保管されています。ガラス固化ができない状態で再

**提出した要請書**  
(小見出しは本会編集部)

子力規制委員会に報告したのは、審査書案審査の目途が立った今年六月三〇日でした。

処理を進めると、危険性がさらに増大することになります。

### まず原燃提出のアクティブ試験報告書を審査せよ

原子力規制委員会は、六ヶ所再処理工場の事業指定許可申請に対してまもなく許可を下そうとしています。しかし肝心のアクティブ試験の評価審査は行われておらず、先送りになっています。今回の皆さんの放射性廃棄物管理についてもきちんとした報告も受けないうちから安全上問題はないと決めつけ、事業指定許可には影響がないとしています。

### 原子炉規制法に定められた技術的能力がない

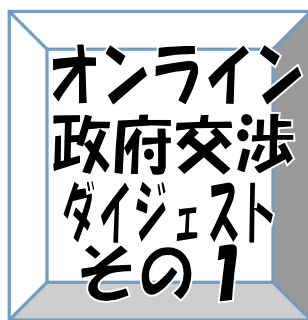
しかし、度重なるトラブルをみても、日本原燃に、原子炉等規制法の第四四条の二(再処理事業指定の基準)第一項第二号が要求する「再処理の事業を的確に遂行するに足りる技術的能力」がないことは明らかです。規制委は、アクティブ試験について審査評価もせずに「アクティブ試験における再処理施設

の運転及び保守の経験を有している」とだけ触れて合格させようとしています。日本原燃に、このとてつもない危険な再処理施設の運用を任すわけにはいきません。審査に許可を下すべきではありません。

### 膨大なトリウムを垂れ流し危険な高レベル廃液が溜まる

また、福島第一原発のサイトのタンクに溜まる大量のトリウムを含む汚染水について、国の海洋放出の方針に対し、漁業者をはじめ各地の人たちが反対の声を上げています。六ヶ所再処理工場が稼働すれば、これを超えるレベルのトリウムが海洋に放出されます。再処理工場では、原発で定められている告示濃度限度基準すらなく、出てきたトリウムは高い濃度のまま、垂れ流されました。

これは、放射能放出に際して、放射能を低減する設備を要求する事業指定基準規則第二二条にも反します。こうした点からも許可はできないはず



### 院内集会

参議院議員会館会議室

院内集会設定

福島瑞穂参議院議員

出席議員

紙智子議員

菅直人議員

### 第一部

### 事前前集会

(報告)

山田清彦さん (青森)

永田文夫さん (岩手)

小山英之さん (大阪)

核燃サイクル阻止一万人

訴訟原告団(青森県)

三陸の海を放射能から守る岩手の会(岩手県)

原子力規制を監視する市民の会(東京都)

国際環境NGO FOFE

JAPAN(東京都)

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会

(大阪府)

### 第二部 規制庁担当官との折衝

### 放置の放射能汚染物 実態と発覚の経緯

### 質問書

各新聞が報道した放射性廃棄物のさまざまな管理実態を説明してほしい。

### 規制庁回答

(規制庁核燃料規制)

監視部門木下氏)

二〇一七年八月に六ヶ所現地事務所から報告があり、核燃料のせん断後のハルとエンドピースがセル内にケースに小分けされたまま「仮置き」として一〇年くらい放置されていた。さらにチャンネルボックスの仮置きなど他にも七件の事例があった。規制庁は同年一二月に対処計画を立案させ、二〇一九年八月までに実施するとした。しかし、本年六月三〇日になって未実施のものがあるとの報告を受けた。

◇市民側 なぜ原燃はその是正措置を本年六月三〇日、今回の審査書合格案了解後になってから報告したのか。

◇規制庁 遅延したのは規制庁本庁の組織再編(審査部門と検査部門の分

担変更などで目が行き届かなかつた。原燃からは六月に報告があつた。現地事務所は不適合事例が多く緊急のものから取り組んでいた。

◇福島瑞穂議員 新聞報道のようにならずなことが起きたというところは重大なことなので、もっと詳しく知りたい。内容を公開してほしい。

◇市民側 設計にそのものに問題であるのではないか。

◇規制庁 運転してみても分かつた。モックアップ試験や運転方法などで工夫している。

◇小山英之さん 削り取つたのは、ガラス破片だけでなく白金族であつたことを確認したい。

◇規制庁 溶融炉の下部の白金族を含んだガラス固化体をハツツて取るうとしたと認識している。

◇小山さんの再質問 使用済み核燃料のハルとエンドピースは化学反応で発熱し発火の危険がある。水中に保管すべきなのにセル内で保管したのは危険でないか。

◇規制庁 缶に入っている状態で、日本原燃は発火はないと判断した。本来水中で管理するものであるが、運転中で一時的にセル内に置いた。それを長期間セル内で保管したのは問題と考える。

(次号に続く)

### 高レベル廃液がガラス固化体の破片の置っばなし

### 質問書

高レベル廃液とガラスを混ぜた破片約一六〇kgがガラス固化建屋に置きっぱなしになっていたというが、アクティブ試験のトラブルと関係あるのか?など

規制庁回答

アクティブ試験のガラス溶融炉のトラブルで、流下が止まってしまつて固まつた、炉底のガラス固化体を取るためにハツツて(削つて剝がす)発生した破片を回収したものである。破片一六〇キロについては「ハツツた」ものをセル内に最大二〇\*号に小分けし複数の容器に入れセル内に置いていた。放射線線量はあるがセル内なので危険はな

いと考えた。完成したガラス固化体と同じ個所での管理はできない。このような失敗のガラス破片について規定もなかつたので、その扱いを原燃が検討している。